

## 契約結果調書

件名	浄化槽維持管理業務委託その1		
契約日	令和 8年 4月 1日		
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日 まで (365日間)		
履行場所	瀬戸市八幡町455番地 始め4か所		
予定価格	事後公表 8,799,560 円 (見積書比較価格 7,999,600 円)		
契約金額	8,799,560 円 (うち取引に係る消費税等 799,960 円)		
受注者	20001535-0 株式会社アイチ衛生 愛知県瀬戸市幡野町2		
契約の相手方とした理由	浄化槽の機能に支障が生じた場合、近隣の水質環境に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、この地区で緊急時に迅速に対応できる事業者を調査した結果、本件委託場所に近接する当該業者のみが対応可能であったため、当該業者を選定するもの。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、当該業者との随意契約とするもの。		
契約区分	総価契約（単年総価契約）	分類業務区分	その他委託
契約方法	随意契約2号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）		
業種	建物等各種施設管理		
担当課	教育政策課		
契約内容	小中学校に設置されている浄化槽の維持保全のため、保守点検及び清掃並びに水質検査に関する業務を委託するもの。 詳細は、別紙仕様書のとおり。		
備考			

当初受付番号 8-000040

契約番号 8-080080-0

## 浄化槽維持管理業務委託その1 仕様書

- ・ 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ・ 委託場所 瀬戸市八幡町455番地 始め4か所

### 【浄化槽の規格及び所在地一覧】

No	学 校 名	施 設	浄化槽の規格			所 在 地
			処 理 方 式	人槽	容 量	
1	幡山東小	本 館	合併流量調整型担体流動担体ろ過	160	41.4	八幡町455番地
2		特別棟	合併小型分離嫌気ろ床担体流動	25	8.7	
3	幡山西小	本 館	合併長時間ばっ気	500	51.0	幡西町203番地
4		プ ール	単独長時間ばっ気	50	6.0	
5		屋 外	単独腐敗タンク	30	4.0	
6	にじの丘	本 館	合併流量調整型担体流動担体ろ過	292	47.4	中山町1番地の57
			中継調整槽		34.7	
7	幡 山 中	本 館	合併長時間ばっ気	370	38.0	幡中町106番地
8		プ ール	単独分離接触ばっ気	45	6.3	

- 1 受託者は、本仕様書に基づき、善良なる管理者としての注意をもって維持管理業務を遂行するものとする。
- 2 受託者は、作業員の風紀衛生及び規律の保持に関し、一切の責任を負う。
- 3 維持管理業務を行うために必要な機材は、受託者の負担とする。
- 4 業務委託料は、年2回払いとして、第1回目（10月）は契約額の2分の1を支払うものとし、残額は、第2回目（年度末）に支払うものとする。
- 5 業務の内容
  - ・ 受託者は、浄化槽の維持管理業務を浄化槽法（以下「法律」という。）及び愛知県浄化槽指導要領に従って、その業務を行わなければならない。
  - ・ 受託者は、法律第10条第3項及び同法施行規則に定める維持管理基準を遵守し、当該施設の機能が最大限に発揮されるよう管理するものとする。
  - ・ 受託者は、所定の有資格者1人を作業の担当者として定めるとともに、保守点検・清掃の業務実施後速やかに所定の報告書を作成し、瀬戸市及び所轄保健所長に提出し、自らも保有するものとする。
  - ・ 受託者は、機械に異常があるときは、速やかにその原因を調査して、学校に報告するものとする。
  - ・ 受託者が、契約の不履行をなしたとき、若しくは違法な行為をして、瀬戸市に損害をあたえたときは、契約金の支払いを停止、若しくは減額し又は、契約を解除することができる。
  - ・ この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて協議の上、定めるものとする。